平成２３年（フ）第１２９号
東京都多摩市関戸４丁目34番地の20桜ハイツ202
債務者　落合　勝藏
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３０号
東京都多摩市関戸４丁目34番地の20桜ハイツ202
債務者　落合　順子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８２号
石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ29番地５
債務者　本山あや子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時10分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第１４１号
静岡県富士市天間1469番地の１　スカイヒル21　Ⅰ―106号、前住所静岡県富士市天間612番地の５
債務者　岩科　通江
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前10時30分
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１８号
静岡県富士市水戸島１丁目８番24号　グリーンハイツ水戸島203号、前住所静岡県富士市松岡1388番地の112、前々住所東京都世田谷区東玉川１丁目４番13号
債務者　山本　　誠
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２７８号
沖縄県沖縄市城前町９番28号
債務者　太田　一美
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２８８号
沖縄県沖縄市園田３丁目11番34号
債務者　佐久川政則
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第６号
沖縄県沖縄市山里３丁目６番15号
債務者　比嘉冨貴子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１４号
沖縄県沖縄市比屋根２丁目12番６号　ベルフォーレ・ルポ１―Ｂ
債務者　崎浜　貴之
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１４０号
東京都福生市大字熊川976番地グリーンハイム202号室
債務者　岩崎　順子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４１号
横浜市中区錦町５番地　本牧ポートハイツ６号棟211号室
債務者　亀谷　明美
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７９号
石川県羽咋郡志賀町高浜町ノの99番地14
債務者　髙野　　晃
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後２時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第１１号
愛知県蒲郡市形原町下川原13番地５
債務者　上村　里美
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月18日午後２時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１９号
愛知県蒲郡市御幸町26番11号　シャトー213―205
債務者　菊地　謙介
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月18日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２８号
愛知県豊橋市つつじが丘１丁目９番地の６205
債務者　佐藤　達也
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部